

## 航空関係公共事業の事後評価実施細目

航空関係公共事業評価は、空港や航空路等の航空分野に関わる社会資本が果たす機能が広範かつ長期間に及ぶこと、また費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

### 第1 目的

空港整備事業及び航空路整備事業（以下「航空関係公共事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

### 第2 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省航空局（以下「航空局」という。）が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

(1) 直轄事業

(2) 独立行政法人等施行事業（成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）

(3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

なお、(3)については、本実施細目に基づき、事後評価の実施主体により事後評価が行われることを期待する。

### 第3 事後評価を実施する事業

1 事後評価を実施する事業は、空港整備事業（空港の新設、滑走路の新設・延長等の事業）及び航空路整備事業（航空保安システム整備等の事業）であって、以下の要件に該当する事業とする。ただし、「事業完了」の定義は以下のとおりとする。

空港整備事業：原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点

航空路整備事業：原則として事業採択を行った箇所が全て本格運用を開始した時点

(1) 事業完了後5年が経過した事業（ただし、(2)により既に事後評価を実施した事業を除く。）

(2) 事業完了後5年が経過していない事業のうち、事後評価の実施主体(第4の1(1)に定める事後評価の実施主体をいう。以下同じ。)の長が、事後評価が必要であると判断した事業

(3) 審議結果(第6の4に定める審議結果をいう。以下同じ。)を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

この場合において、次に掲げるものを基本とするが、その他で事後評価の実施主体の長が必要と判断したものについても事後評価を行うことができるものとする。

① 審議結果を踏まえ、効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると事後評価の実施主体の長が判断した事業

② 審議結果を踏まえ、改善措置が必要であると事後評価の実施主体の長が判断し、その措置が講じられた事業

2 事後評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価、再評価を実施する単位を基本とする。ただし、複数の事業単位が一体となって効果を発揮すると認められる事業(以下「複数一体事業」という。)については、関係する事業主体が調整し、それらをまとめて1つの事業単位として事後評価を行うことができる。この場合、第3の1(1)及び(2)中「事業」とあるのは「複数一体事業」とする。また、「複数一体事業完了」とは、「複数一体事業のうち最も事業完了の早い事業の事業完了時点」とする。

#### 第4 事後評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

##### 1 事後評価の実施手続

(1) 事後評価の実施主体は以下のとおりとする。

###### ① 直轄事業

###### 1) 空港整備事業

事業の実施主体である地方整備局等及び地方航空局とする。ただし、事業完了後、地方公共団体等が管理する事業については、事業の実施主体が、管理主体である地方公共団体等の協力を得て事後評価を実施。

###### 2) 航空路整備事業

航空保安システム整備に係る事業を除く事業にあつては、地方航空局。

航空保安システム整備に係る事業にあつては、航空局。

② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。

③ 補助事業等にあつては、地方公共団体。

④ 複数一体事業にあつては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。

(2) 事後評価の実施時期は以下のとおりとする。

① 第3の1(1)に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末まで

に実施する。

② 第3の1(2)に該当する事業にあつては、事後評価の実施主体の長が実施時期を決めるものとする。

③ 第3の1(3)に該当する事業にあつては、審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が実施時期を決めるものとする。

(3) 事後評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

① 1) 直轄事業(空港整備事業)

事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、事後評価を行うために必要な資料(以下「事後評価に係る資料」という。)を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて航空局と協議を行い、改善措置を実施するかどうか、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針(以下「対応方針」という。)(案)を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

2) 直轄事業(航空路整備事業(航空保安システム整備に係る事業を除く。))

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて航空局と協議を行い、対応方針(案)を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

3) 直轄事業(航空路整備事業(航空保安システム整備に係る事業に限る。))

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の必要性について検討を行い、対応方針(案)を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

② 独立行政法人等施行事業

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、必要に応じて航空局と協議を行い、対応方針(案)を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

③ 補助事業等

事後評価の実施主体は、データ収集等を行い、事後評価に係る資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、対応方針(案)を作成し、審議結果を踏まえ、対応方針を決定する。

(4) (3)①から③までの各号において、事業完了後の管理主体が事後評価の実施主体と異なる事業にあつては、事後評価の実施主体は、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行い、審議結果を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

(5) 審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討の必

要性について指摘された場合、事後評価の実施主体は、航空局にその内容を報告するものとする。航空局は、この報告を踏まえ、必要に応じ、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。

(6) 改善措置の実施主体は、事後評価の実施主体が、必要に応じて管理主体、関係地方公共団体等と協議して、決定する。

## 2 対応方針等の公表

(1) 事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに航空局に報告し、これらを公表するものとする。

(2) 事後評価の実施主体は、審議結果を踏まえ改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容について公表するものとする。

(3) 航空局は、審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、その対応について、適宜、公表する。さらに、見直し等について検討した場合、その結果による反映状況について、適宜、公表するものとする。

## 3 関係資料の保存

事後評価の実施主体は、事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、当該事業の審議結果及び対応方針に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

# 第5 事後評価の手法

## 1 事後評価手法の策定

(1) 航空局は、航空関係公共事業について、事後評価の評価手法を策定する。なお、事後評価の評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（以下「本省実施要領」という。）第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2) 航空局は、策定した事後評価の評価手法を公共事業評価システム検討委員会（本省実施要領第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。）に報告するとともに、策定した事後評価の評価手法を公表するものとする。

(3) 事後評価の評価手法の改善については、第5の1（1）及び（2）の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

## 2 事後評価手法の改善

航空局は、事後評価の精度の向上を図るため、事後評価の結果を利活用しやすいよう蓄積するとともに、事後評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて航空関係公共事業に係る事後評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

## 3 事後評価の視点

(1) 事後評価を行う際の視点並びに各視点についての評価項目及び内容は以下のとおりとする。

① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

新規事業採択時評価又は再評価の際の費用対効果分析の算定基礎となった航空需要、事業に要した費用・期間等についての実績及び変化

② 事業の効果の発現状況

旅行・輸送時間の短縮、定時性の向上、観光入り込み客数の増加等、利用者や供給者、地域企業・住民に与えた直接的・間接的な事業の効果についての実績及び変化

③ 事業実施による環境の変化

事業着手前に行った環境影響評価及び事業を巡る状況の変化を踏まえ、自然環境、生活環境等に関して評価する必要があると考えられる項目についての変化等

④ 社会経済情勢の変化

関連する計画や事業の状況変化、社会経済情勢の変化、その他事業採択時から事後評価時までの情勢の変化等

⑤ 今後の事後評価の必要性

視点①から④の評価結果等を踏まえた今後の事後評価の必要性

⑥ 改善措置の必要性

視点①から④の評価結果等を踏まえた改善措置の必要性

⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

視点①から④の評価結果等を踏まえた同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

(2) 事後評価の実施主体は、事業の目的、事後評価の実施主体の権能等を踏まえ、管理主体、関係地方公共団体等の関係者と調整し、運用面、施設面等の視点から改善措置を検討するものとする。

4 事後評価の評価手法が策定されるまでの間は、「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル」又は「航空保安システムの費用対効果分析マニュアル」に基づき、評価を行うものとする。

## 第6 事業評価監視委員会

事後評価の実施主体の長は、事後評価に当たって、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第6に定める事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

### 1 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、事後評価の実施主体が事後評価を実施する全ての事業について審議するものとする。

### 2 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、事後評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して事後評価の実施主体が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対しても審議を行い、その必要性があると認めるときには、意見の具申を行うものとする。

### 3 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

### 4 事業評価監視委員会の意見の尊重

事後評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より第4の1（3）①に定める対応方針（案）及び同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対する意見（以下「審議結果」という。）の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

### 5 事後評価の実施主体が複数存在する事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等

複数一体事業の評価を行う場合又は、一つの事業を複数の主体が一体的に評価を行う場合は、事後評価の実施主体が協議の上、当該評価に関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

## 第7 その他

### 1 事後評価に係る重要事項の検討

本実施細目の改定等の事後評価に係る重要事項は、本省実施要領第6の規定により設置する航空部会において検討するものとする。

航空局は、定めた実施細目を公共事業評価システム検討委員会に報告する。

### 2 航空局と各事後評価の実施主体等との密接な連携、調整

航空局と各事後評価の実施主体及び管理主体は、ヒアリング、相談、データの提供等により、密接な連携、調整を図るものとする。

### 3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

## 第8 施行

1 本実施細目は、令和8年3月27日から施行する。

2 本実施細目の施行に伴い、「航空関係公共事業の事後評価実施細目（平成16年7月14日制定）」は、廃止する。